

Ⅱ 待機児童の解消への取り組みと保育サービスの充実

1 待機児童の解消への取り組み

全国的には少子化が進行していますが、三鷹市では児童人口が漸増しています。保育所の待機児童数は、平成21年4月1日現在で192人と、前年の134人に比較して約60人増加しました。

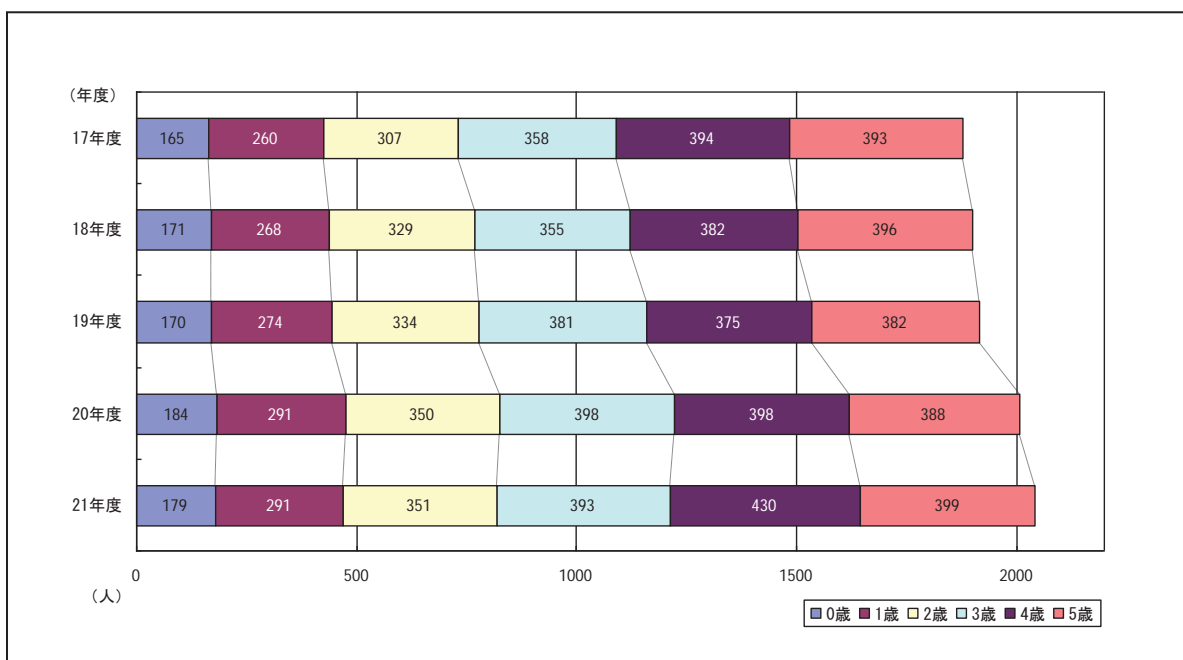
三鷹市は待機児童の解消対策として、ここ数年、公立保育園では平成19年4月にちどりこども園（保育園タイプ43名定員、幼稚園タイプ30名定員）をちどり幼稚園跡地に開設し、平成20年4月にはこじか保育園（1～5歳、54名定員）をこじか幼稚園の跡地に開設しました。民間の認可保育所では、平成20年4月に弘済保育所（0～5歳、60名定員）を開設し、その他の既設園でも定員の拡充を行っております。平成16年度から平成20年度までで5園を新規開設し、合計330人の定員増を図ってきました。また、民間活力の導入で認証保育所の開設も積極的に支援し、平成16年度から平成20年度までで7園を新規開設し、合計196人の定員増を図り、認可・認証併せて5年間に500人を超える定員増を図ったこととなります。

しかしながら、この間の状況は、施設を整備し定員を増やした分、入園申込者も増加し、待機児童数が一方向に減少しない、かえって増加するという厳しい状況にあります。これは、長期にわたる景気低迷、女性の就労の増加、大規模マンションの建設などの要因に加え、本市の都心に近く通勤に便利という立地条件やこれまで保育所を中心とする子育て支援策に積極的に取り組んできたという評価も大きく影響しています。

三鷹市は、このような保育ニーズの増大を踏まえ、待機児童解消に向けて、特にニーズの高い0歳から2歳児の保育定員の拡大について、潜在的なニーズも視野に入れ、計画的な待機児童の解消を図る必要があります。

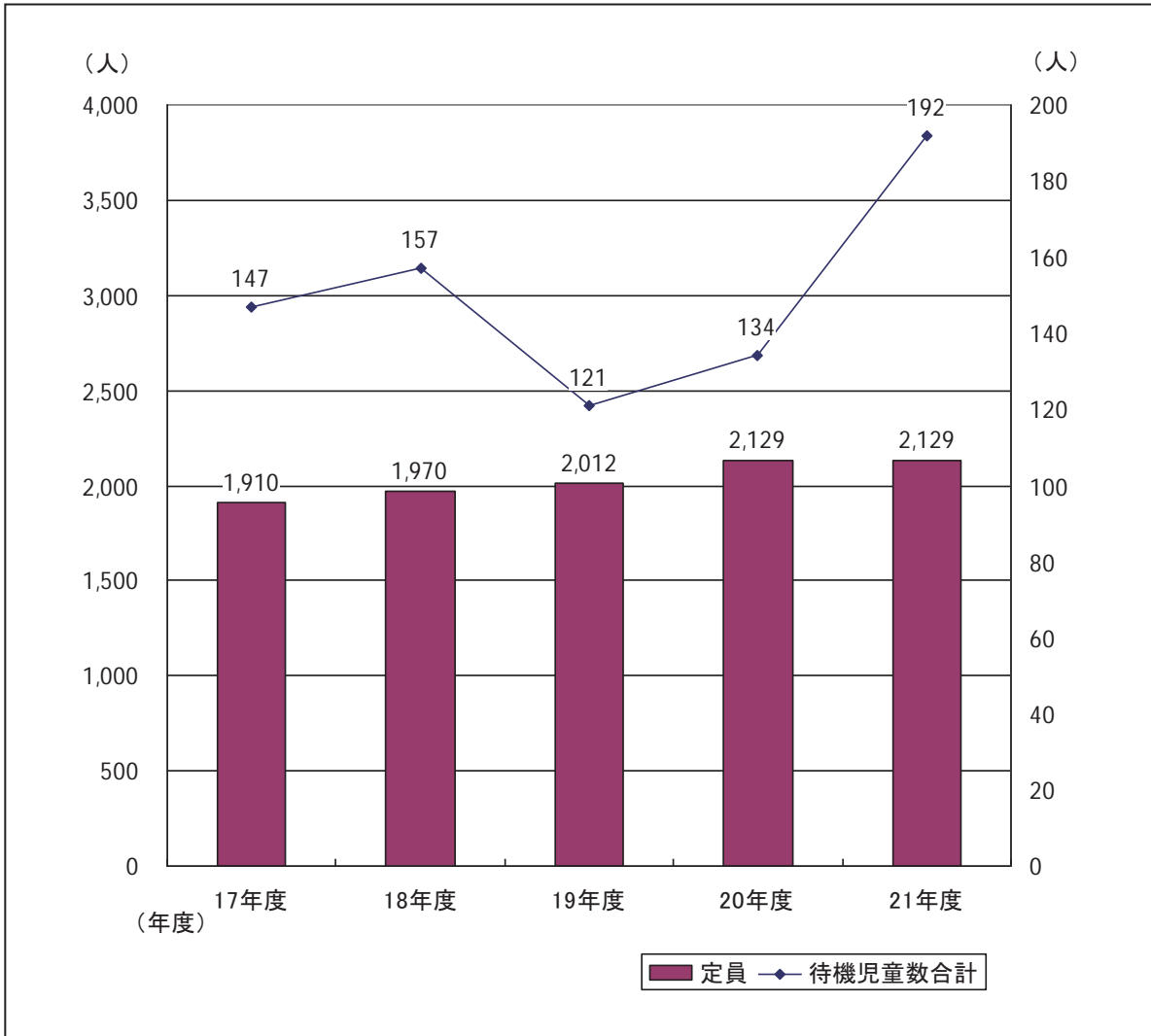
今後の待機児童解消策としては、認証保育所の開設など民間活力の導入の他、認可保育園の建替等の際に可能な限り待機児童の解消を図っていきます。また、市内に多くの従業員を抱える企業・病院等に事業所内保育施設等の設置を働きかけていきます。（※総論第5部保育計画参照）

■ 保育所入所児童の年齢別推移（管外委託児を含む）



各年度4月1日現在 子育て支援係

■ 保育所定員数と待機児童数



(1) 認可保育所の拡充

【事業の実施状況と方針】

① 認可保育所の改修・建替え等による定員の拡充及び弾力化		
事業の実施状況	今後の方針	担当課
<p>多様化する保育ニーズ、待機児童の解消に対応するため、市民の意見を聴きながら老朽化した保育園の改修を計画的に実施するとともに既存保育園の建替え工事を行い保育定員の拡充及び運用定員の弾力化を図っていきます。また、民設民営保育所の開設誘導など民間活力の導入により待機児童の解消を図っています。</p> <p>平成 15 年 井の頭保育園 15 名定員拡大 平成 16 年 牟礼保育園開設 88 名定員 平成 18 年 大沢台保育園開設 40 名定員 つくしんぼ保育園 2 名定員拡大 平成 19 年 ちどりこども園開設 保育園タイプ 43 名定員 幼稚園タイプ 30 名定員 椎の実こどもの家 10 名定員拡大 平成 20 年 こじか保育園開設 54 名定員 弘済保育所開設 60 名定員 西野保育園 3 名定員拡大</p>	<p>○拡充 ○平成 22 年中央保育園の園舎建替に伴い 11 人の定員を拡大 ○新規法人の進出だけでなく、既存法人の分園の設置を促すことも検討します。 ○整備に当たっては安心こども基金の活用を検討します。 ○各地域ごとの乳</p>	子育て支援室

<p>平成 15 年度から平成 20 年度までで5園を新規開設、合計 345 名の定員を増やしています。</p> <p>■20 年度の実績■ 通常保育事業：27 箇所 定員：2,129 人</p> <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可保育園の開設するための用地確保 ・公立保育園の一般財源化により開設、運営に多額の予算が必要 ・保育園を開設することにより市外からの転入者も増えていくため、定員増がストレートに待機児童数削減につながらない。 ・安心こども基金の活用 	<p>幼児人口や施設保育利用者、待機児の状況を継続的に分析するとともに、保育所としての機能や運営形態に対する利用者のニーズ等を考慮した上で、保育所の効果的な配置についてひきつづき検討していきます。</p>	
---	--	--

(2) 認証保育所の拡充

【事業の実施状況と方針】

① 認証保育所の拡充		
事業の実施状況	今後の方針	担当課
<p>認証保育所の開設など民間活力の導入により待機児童の解消を図っています。</p> <p>市内保育室の認証保育所への移行2箇所を含め、目標を上回る設置数と定員確保を行ってきました。</p> <p>■20 年度の実績■ 認証保育所：9箇所 定員：267 人</p> <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待機児童の未解消 ・昨年まで東京都の設置補助が駅前型に限られていたために、物件の確保が難しいとの声が事業者から出ていたが、時限的に市が特に必要と認めた場合にも補助対象となることになった。 ・今後さらなる補助基準額や補助率の増要求（家賃補助など）が予想される。 	<p>○継続</p> <p>○引き続き優良な事業者の設置案件について市として積極的に推薦をしていきます。</p>	<p>子育て支援室</p>

(3) 家庭福祉員（保育ママ）の拡充

【事業の実施状況と方針】

① 家庭福祉員（保育ママ）の拡充		
事業の実施状況	今後の方針	担当課
<p>保育を要する子どもを家庭において保育する家庭福祉員の拡充により待機児童の解消に努めています。</p> <p>昭和 53 年度から「三鷹市家庭福祉員制度運営要綱」に沿って事業を行っています。</p> <p>平成 16 年度以降は、待機児童数の増加の影響もあり、ほぼ定員が埋まった状態にあります。</p> <p>■平成 20 年度の実績■ 家庭福祉員：4 人 定員：19 人</p> <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭福祉員の休暇の際の代替保育（連携保育所）の確保 ・家庭福祉員の人数が少ない。 ・保育の質の確保 	<p>○拡充</p> <p>○家庭福祉員の休暇のための代替保育（連携保育所）を確保します。</p> <p>○家庭福祉員の人数を増やすことを検討します（その際に保育の質を確保するため、研修体制なども合わせて検討します）。</p>	<p>子育て支援室</p>

(4) 幼稚園の預かり保育の拡充

【事業の実施状況と方針】

① 幼稚園の預かり保育の拡充		
事業の実施状況	今後の方針	担当課
<p>私立幼稚園と預かり保育の役割について検討する中で一層の充実を図りながら助成制度について検討。 各幼稚園の預かり保育の内容を確認。</p> <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園における経費の格差 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○情報収集するとともに制度の研究・検討をしていきます。 	学務課

(5) 認定こども園の拡充

【事業の実施状況と方針】

① 認定こども園の拡充		
事業の実施状況	今後の方針	担当課
<p>平成 21 年 4 月 1 日に三鷹市で初めての幼稚園型の認定こども園が中原地区に誕生しました。今後は、幼稚園の預かり保育の拡充と併せて推進していきます。</p> <p>■20 年度の実績■</p> <p>幼稚園型認定こども園開設 1 か所 定員 30 人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○拡充 ○私立幼稚園協会に意向調査をかけながら 2 か所目の開設を推進していきます。 	子育て支援室

(6) 事業所内保育施設等の開設

【事業の実施状況と方針】

① 事業所内保育施設等の開設		
事業の実施状況	今後の方針	担当課
<p>市内に多くの従業員を抱える企業・病院等に対して、国や都の事業所内保育施設支援事業を紹介し、その補助金の活用による事業所内保育所の開設を働きかけていきます。その際に活用できる市独自の支援策を検討していきます。あわせて、一般市民も利用できる認証保育所等の制度を活用した支援の仕組みづくりも検討して待機児童の解消を図っていきます。</p> <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の制度との整合性 ・病児保育等との併設 	<ul style="list-style-type: none"> ○検討 ○従業員だけではなく、一般市民も利用できる認証保育所等の制度を活用した支援の仕組みづくりも検討します。 	子育て支援室

2 保育サービスの充実

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、保護者の就労状況の多様化は、保育サービスに対しても、市民ニーズの多様化、高度化をもたらしています。特に都市部特有ともいえる保護者の様々な就労形態に対応する延長保育や産休明け保育、年末保育、病後児保育などの保育ニーズやアレルギー児に対応する給食の提供などをはじめとする保育サービスの内容も充実することなど多岐にわたったニーズが増大しています。

小さな子どもにとって、夜間や長時間にわたる保育は必ずしも望ましいものではありません。労働環境そのものの改善については、社会的課題として企業等に働きかけていく必要があります。三鷹市としては、サービスの提供に当たっては、子どもの幸せと健やかな成長を第一に考えるとともに、利用者の生活実態及びニーズ等を十分踏まえ、多様化し、かつ急増する保育ニーズに柔軟に対応できる体制を整備していかなければなりません。(総論第5部の2「目標事業量」参照：P38)

保育サービスの充実に当たっては、様々な規制緩和措置や民間活力を活用して量的な充足を図るとともに、多様な勤務形態等を踏まえ、延長保育の充実など柔軟なサービス提供を推進します。

また、保育サービスの提供主体の拡大に伴い、そのサービスの質の確保を担保するため、第三者機関によるサービス評価を実施するとともに、保育サービスに関する積極的な情報提供を行っていきます。

あわせて、経済的理由やひとり親家庭の優先入所等、保育所として福祉ニーズに対するセーフティネットの機能を確保していきます。

(1) 延長保育の拡充

【事業の実施状況と方針】

① 延長保育の拡充		
事業の実施状況	今後の方針	担当課
<p>保育ニーズに対応するため、保護者の勤務状況を考慮し、延長保育実施園(現在19園のうち17園で実施)を拡大するとともに、必要に応じて延長保育時間の更なる充実を推進し、児童福祉の増進を図っています。</p> <p>三鷹市内に住所を有する1歳児クラスから5歳児クラス(三鷹市立東台保育園、三鷹市立三鷹駅前保育園、三鷹市立牟礼保育園及び三鷹市立大沢台保育園では0歳児クラス)の在籍児童で、保護者が就労状況や通勤時間等の理由により延長保育を希望する場合に、月曜日から金曜日(三鷹市立三鷹駅前保育園では月曜日から土曜日)までの日において、保育所11時間開所後さらに1時間(三鷹市立下連雀保育園にあっては2時間、三鷹市立三鷹駅前保育園にあっては4時間)保育の延長を実施しています。</p> <p>利用料金については、利用者の要望により平成16年度から延長保育利用料を月額3,500円の定額制から10分100円単位の実績に基づく請求に切り替えました。また、利用料の上限額は6,000円/月(第2子以降3,000円)に定められています。</p> <p>■20年度の実績■</p> <p>延長保育(公立実施園):17園 延長保育(私立実施園):8園</p> <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> 公立保育園での延長保育実施 ニーズに応じた延長時間の拡大 延長保育利用者には、延長利用時間をシステムに記録するためのICカード 	<p>○拡充</p> <p>○延長保育を全公立19園において実施します。</p> <p>○また必要に応じて、延長保育時間の更なる充実を目指します。</p>	<p>子育て支援室</p>

<p>を発行しているが、カードを持参しない保護者が多い。システムに延長利用時間が記録されない場合は保育園での退園記録時間を延長保育利用時間とするが、利用の有無に関するトラブルが多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者の迎えが遅れ延長保育の実施時間を過ぎてしまう場合があるが、超過した分の料金を徴収していない。他市のようにペナルティーを科すなどの対策はしていない。 突発的な利用があり、延長保育申請書の提出が後になることがある。 		
---	--	--

(2) 病児保育事業の充実

病気のため保育園等に預けられない子どもを対象とした病児支援を推進します。

【事業の実施状況と方針】

① 病児保育事業の充実		
事業の概要・実施状況	今後の方針	担当課
<p>病児保育は、医療との関わりが必要なことから、三鷹市医師会に照会のうえ、唯一病児保育を実施できる旨の回答を得た、医療法人社団千実会に平成14年4月から業務委託を実施しています。同会の病児保育「あきやまルーム」は施設の基準、職員の配置条件を十分満たし、また、下記の事業内容に基づき、平成14年から20年まで極めて円滑に業務を遂行し、実績を上げています。</p> <p>(保育の対象)</p> <p>(1)原則として、市内に住所を有し、生後4か月から小学校就学前の保育所等に通所している児童</p> <p>(2)集団保育が困難な病気の回復期にある児童、病気の回復期には至らないが、当面症状の急変が認められない児童に対し、医師が保育可能と認めた児童</p> <p>(3)保護者が勤務の場合、疾病、事故、家族の介護、冠婚葬祭、育児疲れ等の理由により、家庭において育児を行うことが困難であり、かつ、他に育児を行う者がいない児童</p> <p>(4)事業の利用登録をした児童</p> <p>■20年度の実績■ 病後児保育施設：1箇所 利用人数：644人</p> <p>■課題■ ・事業受託希望者がいない。</p>	<p>○充実</p> <p>○市内にもう一か所設置をし、市民ニーズに応えます。</p>	<p>子育て支援室</p>

(3) 産休明け保育等への対応

【事業の実施状況と方針】

① 誕生後57日目からの受け入れの実施		
事業の実施状況	今後の方針	担当課
<p>産休明け保育として誕生後57日目から保育園では受け入れを行っています。</p> <p>昭和31年から0歳児保育を開始し、その際は誕生後3か月から受け入れを行っていた。その後、平成9年に誕生後57日目からの受け入れに変更となりました。</p>	<p>○継続</p> <p>○0歳児クラスがある保育園については、引き続き誕生後57日目からの受け入れを行います。</p>	<p>子育て支援室</p>

(4) 年末保育の実施

【事業の実施状況と方針】

① 年末保育の実施		
事業の概要・実施状況	今後の方針	担当課
<p>公立保育園での年末保育の実施を検討しています。</p> <p>平成 14 年から試行として 12 月 29 日及び 30 日の 2 日間、市立保育園の在園児のみを対象とし、拠点方式で取り組んでいます。(公営園の保育士が保育を実施)</p> <p>14 年から 16 年までは市内の 4 園で実施。</p> <p>17 年及び 18 年は 2 園、</p> <p>19 年以降は 1 園のみで実施。</p> <p>利用料は 1 時間 600 円。</p> <p>14 年のみ給食を提供。15 年以降は弁当を持参。おやつは別料金をもらい提供しています。</p> <p>利用者層の幅は広くはない。</p> <p>30 日より 29 日の利用者が多い。</p> <p>■20 年度の実績■</p> <p>12 月 29 日の利用人数：18 人</p> <p>12 月 30 日の利用人数：7 人</p> <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用料金を事前に保育園で収納後支援室で清算するため、事務手続きが煩雑 ・年末も一時保育を実施している駅前保育園との兼ね合い。(料金や対象など) 	<p>○継続</p> <p>○本格実施に向けての検討を行います。</p>	<p>子育て支援室</p>

(5) 働き方に即した保育サービスの提供

【事業の実施状況と方針】

① 多様な保育サービスの提供		
事業の実施状況	今後の方針	担当課
<p>女性の就労形態は、常勤職員だけでなく非常勤やパート勤務が増加し、また、夜間勤務や不規則勤務等様々な勤務形態で就労する人が増えており、これらの働き方に即したサービス提供の在り方について検討してきました。</p> <p>様々な勤務形態の保護者にも必要な時間だけ選択していただける、一時保育施設の増加を図ってきました。</p> <p>平成 21 年 4 月現在認可保育園 8 か所で実施。(認証 4 か所)</p> <p>下連雀保育園では、平成 16 年度から 20 時 30 分までの開所時間とし、夕食の提供をするなど、保護者の長時間勤務にも対応しています。</p> <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保育は、実際に対応する職員数が定員と見合わないこともある。認可に入れなかった人が多数利用している。(常勤・長時間勤務) 	<p>○継続</p>	<p>子育て支援室</p>

(6) 保育の質の確保

【事業の実施状況と方針】

① 保育の質の確保の実施		
事業の実施状況	今後の方針	担当課
<p>保育サービスに多様な事業者の参入が進む一方、保育の質の確保が課題となっています。</p> <p>そこで、認可・認証・認可外の保育施設を含め保育の質の確保に向けて保育指導体制の整備と利用者満足度の把握及び利用者の声を反映できる仕組みなどについて検討してきました。</p> <p>平成16年からは子育て支援室に保育園指導担当職員を2人配置し、三鷹市全体の保育水準の維持・向上にむけて、保育のガイドラインの徹底と保育施設のグループ化を図り、公立保育園が核となって連携を強化するシステムを構築しています。</p> <p>公設19園は園長連絡会を月に1回実施して情報の共有を図るとともに、栄養・保健の専門職の交流会を定期的の実施しています。</p> <p>保育園全体研修や園内研修には公設民営、私立保育園のみならず、認証・家庭福祉員といった子育て関連の全施設に対して参加を促しています。</p>	<p>○継続</p> <p>○保育の質の向上に向け、利用者アンケートの内容の点検と利用者の意見を反映させるための体制づくりを行います。</p>	子育て支援室

(7) 第三者機関によるサービス評価の実施と支援

【事業の実施状況と方針】

① 第三者サービス評価受審の実施と支援		
事業の実施状況	今後の方針	担当課
<p>第三者機関によるサービス評価システムの普及定着に向けて、また制度の周知や評価情報の公表に向け、サービス提供事業者への支援を推進しています。</p> <p>平成20年度開設のこじか保育園、弘済保育所を除き全園が1回目の受審を完了しました。</p> <p>私立認可保育園は東京都直接補助のサービス推進費を活用し受審しています。</p> <p>また、認証保育所については、未受審のひまわり保育室を除く全園で東京都と三鷹市の補助を活用して3年に1回のルーチンで受審をしています。</p> <p>評価結果については、とうきょう福祉ナビゲーションにて公表しています。</p> <p>評価機関より指摘を受けた項目については、より良い保育の実現のための検討課題として各園で生かされています。</p> <p>■20年度の実績■ 第三者評価受審園数：認可保育園6園、認証保育所6園</p> <p>■課題■ ・第三者評価制度の存在が保護者に浸透していないため、保育所を選択する際のガイドとなりきれていない。</p>	<p>○継続</p> <p>○保護者への第三者評価制度の周知に努めます。</p>	子育て支援室

(8) 保育関係者の連携の強化

【事業の実施状況と方針】

① 保育関係者の連携の強化		
事業の実施状況	今後の方針	担当課
<p>保育サービスの質の向上を図るため、認可保育園、認証保育所等による懇談会を開催しています。</p> <p>現在、毎月開催している私立認可保育園の園長会において会場の提供をし、事務連絡や情報提供の場となっています。また平成18年度より年1回市長との懇談の場を設けています。</p> <p>認証保育所の代表者との懇談会については平成20年度より年1回開催しています。</p> <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育ママの連絡懇談会は現在行われていない。 ・保育の質の向上に役立つような情報共有の場となるような仕組みと工夫が必要 	<p>○検討</p> <p>○協働のパートナーとして、三鷹の保育の質の向上の横断的な懇談会等（認可・認証・認可外を問わない）の設置を検討します。</p>	<p>子育て支援室</p>

3 私立幼稚園との連携

就学前の乳幼児にかかわる幼稚園と保育所が、子ども達の育つ環境をより豊かなものとするべく、預かり保育の拡充や幼児期からの豊かな心の育成など、連携して取組みを進めます。

(1) 私立幼稚園と認可保育所との連携と役割分担の検討

【事業の実施状況と方針】

① 私立幼稚園と認可保育所との連携と役割分担の検討		
事業の実施状況	今後の方針	担当課
私立幼稚園の預かり保育の充実等による時間延長の動向を受けて、幼稚園と認可保育所が相互に連携を行うことや、その特性に応じた役割分担について三鷹市幼稚園協会と検討を行います。	○継続	子育て支援室

(2) 私立幼稚園の預かり保育に係る助成制度のあり方の検討

【事業の実施状況と方針】

① 私立幼稚園の預かり保育に係る助成制度のあり方の検討		
事業の実施状況	今後の方針	担当課
預かり保育の実施状況をみながら、助成制度の在り方について検討しています。 私立幼稚園の預かり保育に係る実施状況を把握します。	○継続 ○情報収集するとともに研究・検討をしていきます。	学務課

4 民間保育所等の支援

多様化する保育ニーズに対応し、保育内容の拡充を図るため、民間保育所等の支援を行うことにより各児童にあった保育の充実や、延長保育実施園の拡大、延長保育の時間延長等の充実を推進します。

(1) 民設民営保育所への助成

【事業の実施状況と方針】

① 民設民営保育所への助成		
事業の概要・実施状況	今後の方針	担当課
<p>民設民営保育所の保育内容、地域開放事業の展開などへの取り組み状況に応じて助成を行っています。</p> <p>平成18年度から東京都保育所事業要綱が廃止され、交付金化される（東京都子育て推進交付金）という大きな制度の変更があったが、各民設民営保育園への影響が最小限となるように助成要綱を改正し、一定の補助水準を維持してきました。</p> <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> 他区市町村の保育所に在園する三鷹市民の園児の分の助成金は、現行は三鷹市の要綱に基づき、補助している。他区市町村では、園の所在地の要綱により補助しているところが多く、今後の検討課題となっている。 	<p>○東京都や他区市町村の動向を見極め、必要であれば補助要綱を改正し、補助を継続していきます。</p>	<p>子育て支援室</p>

(2) 認証保育所、認可外保育室等への助成

【事業の実施状況と方針】

① 認証保育所、認可外保育室等への助成		
事業の実施状況	今後の方針	担当課
<p>認証保育所に対して、「東京都認証保育所事業補助要綱」に沿って助成を行っています。</p> <p>保育室に対して、東京都の補助制度を利用するかたちで「三鷹市保育室運営要綱」に沿って助成を行っています。（管内保育室については、19年度までに認証保育所に移行または閉園されているため管外委託児のみ）</p> <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> いずれの補助金についても東京都の補助単価を適用するため、単価表に対する裁量権がない。また補助対象外の無認可施設についての制度がない。 	<p>○継続</p> <p>○引き続き、認証保育所、認可外保育室等への運営費助成を継続します。</p>	<p>子育て支援室</p>

5 効率的な保育所の運営

保育所設置主体の規制緩和により、民間活力の導入を図り多様な事業者が設置・運営をすることができるようになりました。都市部の多様化する保育ニーズに柔軟に対応し、待機児童を早期に解消するため民間活力の導入を念頭に、既設園の効率的運営を目指します。

三鷹市では、市立保育所の民間事業者への運営委託を平成13年度から実施し、その結果について検証してきたところです。その運営において公設公営園と比較して今後の努力に待たなければならぬ点もありますが、さらに公設民営保育所の運営の充実を図ります。

(1) 市立保育所の効率的運営の検討とその実施

【事業の実施状況と方針】

① 市立保育所の効率的運営の検討とその実施		
事業の実施状況	今後の方針	担当課
<p>これまでの公設民営園の実績を検証し、経営主体の在り方を含め既設園の効率的運営の在り方を検討し実施していきます。</p> <p>市立下連雀保育園においては、平成15年度より給食調理及び用務を委託しました。</p> <p>市立中央及び市立新川保育園においては平成18年度より用務を委託しました。</p> <p>市立西野保育園においては平成19年度から、三鷹市社会福祉事業団が運営する公設民営保育所となりました。民営になっても市職員を一定期間派遣し、子どもへの影響や保護者の心理的負担について軽減を図っています。</p> <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園運営の質の確保 	<p>○継続</p> <p>○各地域ごとの乳幼児人口や施設保育利用者、待機児の状況を継続的に分析するとともに、保育所としての機能や運営形態に対する利用者のニーズ等を考慮した上で、市の施設保育の中核的な保育所の効果的な配置についてひきつづき検討していきます。</p>	子育て支援室

(2) 市立保育所の運営形態の見直し

公設民営による柔軟性・機動性・経済性を活かし、質の高い保育で一時保育・夜間保育のほかひろば事業など多様なニーズに応え、地域の子育ての支援となる保育園として運営しています。

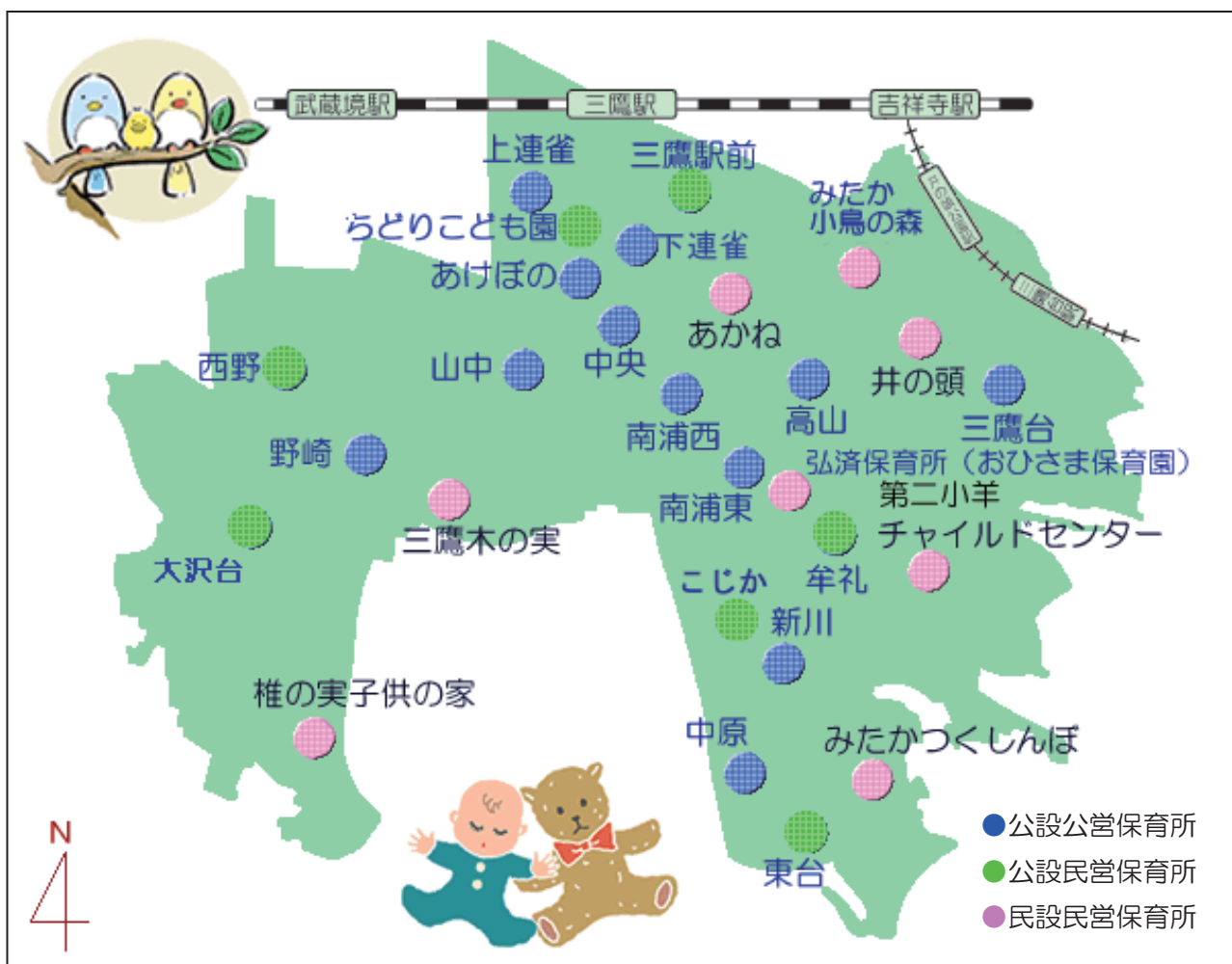
【事業の実施状況と方針】

① 市立保育所の公設民営による運営		
事業の実施状況	今後の方針	担当課
<p>平成13年 東台保育園を開設（株式会社ベネッセスタイルケア）</p> <p>平成14年 三鷹駅前保育園を開設（社会福祉法人ユーカーリ福祉会）</p> <p>平成16年 牟礼保育園を開設（株式会社こどもの森）</p> <p>平成18年 大沢台保育園を開設（株式会社ベネッセスタイルケア）</p> <p>平成19年 西野保育園、ちどりこども園を開設（社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団）</p>	<p>○拡充</p> <p>今後もより効果的な公設民営園の配置を検討していきます。</p>	子育て支援室

平成 20 年 こじか保育園を開設（株式会社こどもの森）
 公設公営園では人員配置の問題があり実施が難しい一時保育、夜間保育、ひろば事業などを行い、保護者からも広く支持を得ています。公設公営園と比べてコストパフォーマンスが高くなっています。

■課題■
 ・若い先生の定着率が低いため保育スキルの継承が困難になる場合がある。

■三鷹市内の認可保育所



6 財源の確保と費用負担のあり方の検討

子育て支援のニーズが高まる中、保育サービスは、従来のような経済的支援や養育困難家庭への支援などに重点を置いた措置的な福祉サービスから、誰でもが利用できる普遍的・一般的サービスへとその役割と性格を変えてきています。都内の認可保育所利用世帯の所得状況をみると、所得税課税世帯は高度経済成長が始まり保育需要の高まりを見せた昭和45年には5割でしたが、現在ではほぼ8割で一定しています。

税収の自然増が期待できない社会経済状況のもとで、これからの保育サービスに対する公的な費用負担や利用者の負担のあり方を検討するに当たっては、保育サービスを含めた子育て支援施策全体について、限られた財源と人財をいかに効果的に配分していくかという視点で、子育て家庭間の受益と負担の公平性を考慮しながら検討する必要があります。

保育料については、低所得者層への福祉サービスとしての配慮は確保しながらも、国や東京都の動向などを見極めながら、原則として応益負担の考え方のもと、受益と負担のバランスを考慮した利用者負担のあり方を検討し実施する必要があります。

(1) 認証保育所、認可外保育施設利用者への助成

【事業の実施状況と方針】

① 認証保育所、認可外保育施設等利用者への助成の検討		
事業の実施状況	今後の方針	担当課
<p>認可保育所との利用料負担格差の是正や認可外保育施設利用料補助など、応益負担のバランスをどのように考えるかを明確にしながら、保護者の公平・平等な利用料負担の在り方について改善を検討します。</p> <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度所得に応じて決定される認可保育所保育料と事業者が独自に設定しかつ保護者との個別契約となる認可外保育施設利用料の金額の受益と負担のバランスについての検討を行わなければならない。 ・認可と認可外の保育料算定の考え方の違いを念頭に置きつつ、補助に係る財源についても考慮する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○認可外の保育施設等を利用して いる児童の保護者に対し、保育料の一部を助成し、 経済的負担を軽減します。 	子育て支援室

(2) 適正な受益者負担のあり方の検討

【事業の実施状況と方針】

① 認可保育所における適正な保育料負担のあり方の検討		
事業の実施状況	今後の方針	担当課
<p>保育料負担金収入が、保育所運営関係総事業費の約1割程であることを踏まえ、認可外保育施設利用料助成制度のあり方と一体的に認可保育所の保育料負担金の適正な負担について検討し、財源の確保に努めるとともに保護者間の負担格差の是正を図っていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○検討 ○応益負担のバランスをどのように考えるかを明確にし ながら、保育料負担金のあり方を検討 します。 	子育て支援室

